



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヴィクトール・エーレンベルク「私保険法」(1923年)(3・完)
Author(s)	林, 靖; HAYASHI, Tatsumi
Citation	北大法学論集, 54(1), 137-169
Issue Date	2003-04-22
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15199">https://hdl.handle.net/2115/15199</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(1)_p137-169.pdf



ヴィクトール・エーレンベルグ「私保険法」(一九二三年)(三・完)

Victor Ehrenberg, Privatversicherungsrecht. 1923.

(ENZYKLOPÄDIE DER RECHTS-UND STAATSWISSENSCHAFT.ABTEILUNG RECHTS-  
WISSENSCHAFT.XIII.HERAUSGEGEBEN VON EDUARD KOHLRAUSCH UND WALTER  
KASKEL)

林

身 訳

目 次

- 序 説・保険と保険法、立法、学説、体系 (§ 1)
- I 保険契約の概念 (§ 2)
- II 保険契約の法的性質 (§ 3) (以上五三卷五号掲載)
- III 保険契約の關係者
  - 1 保険者と保険契約者 (§ 4)
  - 2 保険關係者
    - (a) 概 説 (§ 5)
    - (b) 競合利益歸屬者、とくに、抵当權者 (§ 6)
- 3 保険代理商 (§ 7)
- IV (保險) 契約の締結
  - 1 総 説 (§ 8)
  - 2 保険契約の内容 (§ 9)
  - 3 告知義務 (§ 10)
  - 4 一般保險 (§ 11) (以上五三卷六号掲載)
- V 保險關係
  - 1 総 説 (§ 12)
  - 2 保険料の支払 (§ 13)
  - 3 「保險契約上の」權利・義務の移転 (§ 14)
- VI 保險事故 (§ 15)
- VII 他人のためにする保險 (§ 16)
- VIII 生命保險の特則 (§ 17) (以上本号掲載)

## V 保険関係

### § 12: 1 総説

保険契約は、いわゆる継続的契約の一種である。組合契約が組合関係(組合)を、雇傭契約が雇傭関係を生ぜしめるのと同じく、保険契約は保険関係、すなわち、多少とも長い期間、「たとえば」一日から多数年、それどころか終身に至るまでの期間について、当事者の「結合状態」を生ぜしめる。

〔ただし〕保険者の責任が一時的に中断する場合には、その間、保険料が徴収されるべきか否かとは無関係に、保険は停止する。「保険が停止している場合において、」保険が再び完全に有効となるためには、新たな契約は必要ではない。<sup>(1)</sup>

A. 保険関係が継続している間に、その下で契約が締結されたところの、事実上または法律上の状態に**変更**が生ずることがある。たとえば、新しい法律によって、または、新しい(より有利な)約款によって、さらには、保険価額の変動、および、これによって発生した一部保険と超過保険(前述の§ 9 E (a) 参照)に基づいて、「保険関係に」変更が生ずることがある。最後の(超過保険の)場合に、いずれの当事者〔保険者および

保険契約者〕も、保険金額の減少および保険料の引下げを請求することができる。<sup>(2)</sup>

(a) 最も重要な変更は、「**危険状態**(Gefahrzustand)」の変更である。危険が減少した場合、このことは法律上重要とはいえない。「しかし、**保険**」契約の締結に際して存在した危険が、その後著しく(§ 29 VVG)<sup>(3)</sup>増加した場合には、そうとはいえない。このような可能性を「危険の増加(Gefahrerhöhung)」という(§§ 23-32, 40, 42 VVG; §§ 813, 814, 816 HGB)。

この点について、保険契約者には、二つの義務が生ずる〔ものとされている〕。**第一**に、彼は、保険者の同意なしに、危険の増加を自らまたは第三者を通じてもたらすことは許されないという義務〔**危険保持義務**(Gefahrstandspflicht)〕(いわゆる意思による危険の増大の場合) [§ 21 VVG]<sup>(4)</sup>。**第二**に、彼〔**保険契約者**〕は、すべての危険の増加を(意思によらない増加も)知った後に、遅滞なくこれを保険者に通知(anzeigen)しなければならぬという義務〔**通知義務**(Anzeigepflicht)〕 § 23 II VVG, § 27 II VVG)が生ずる。<sup>(5)</sup>

これらの規定に違反した場合の法律上の効果は、以下のとおりである。

① [意思による危険の増加の場合に] 保険者は、〔解約期

料 間を遵守しないで」保険契約を解約しうる [§24 I 前段 VVG]<sup>(6)</sup>。

しかし、意思によらない危険の増加の場合 [§27 I 前段 VVG]、または「保険契約者の」意思によるが、しかし過失に基づくかない危険の増加の場合には [§24 I 後段 VVG]、保険者は、一ヶ月の解約期間を遵守して「保険契約を」解約することができる<sup>(8)</sup>。

〔この場合に、〕保険者は、解約が有効となったところの「保険料」期間の終りに至るまでの保険料に対して、請求権を有する。この解約権は、危険の増加を知った後、一ヶ月の経過をもって消滅し（考慮期間）、「危険増加」以前の状態が回復した場合にも、同様である〔この場合にも、解約権は消滅する（§24 II VVG）<sup>(9)</sup>〕。

② 解約がなされる以前、または解約期間の経過以前に、保険事故が発生した場合において [§25 I VVG]、「保険契約者の」過失に基づく、意思による危険の増加のときには [§25 II 前段 VVG 参照]、保険者は給付義務を免れる。ただし、危険の増加が、保険事故の発生にまったく影響しなかったときは、例外である [§25 III VVG]<sup>(12)</sup>。

そうではない「過失に基づくかない危険の増加の」ときには、——ただし、保険契約者が通知義務に違反した場合を除く [§25 II 後段 VVG]<sup>(13)</sup>——、保険者は（その間）継続して責任

を負担する [§25 II 前段 VVG]。しかも、通知義務違反の場合でも、保険者は、通知が彼に到達すべき時点後の一ヶ月間なお責任を負担する [§25 II 後段 VVG]。なぜなら、保険者は、かりに「保険契約者によって」通知義務が履行されたとしても、もちろん解約することができるが、一ヶ月の解約期間を遵守してであるからである [§24 I 後段、27 I VVG]<sup>(14)</sup>。保険者は、通知が到達すべき時点において、すでに他の方法で危険の増加を知っていた場合、通知義務違反を主張しえない<sup>(15)</sup>。「なお」生命保険については、特別の原則が妥当している（以下の §17 参照）。

(b) **当事者の資力不確実 保険契約者が破産した場合**  
保険契約にも破産法の適用があり、しかも双務契約についての規定である §17 KO<sup>(16)</sup>の適用がある。しかし、保険者は、「保険契約者の」破産の場合について、解約権を留保することができるし、保険契約者と、保険関係が消滅するものとする旨の合意をなしうるが、「保険契約者が」その他の方法で資金を調達するため、一ヶ月の期間は常に認められねばならない（一九三九年一月一九日の改正前の §14 VVG）。

**保険者の資力が不確実になった場合**、経済的な保全を目標としておられるところの「保険」契約の全目的が、危険にさらされる。その際、しかし、以下のことが十分考慮されるべきである、す

なわち、保険者が数年先までは完全に資力がある、つまり弁済期の到来した保険金を支払うことができるが、これに対して、一定時点以降に弁済期の到来する債務を、基金 (Reserve) が不十分であるために——その基金は、おそらく後に初めて、そして保険者の過失 (Schuld) なくして不十分となるのであるが——履行できないことが、すでに現在数学的に確定されているということである (資金困難)。〔保険者の〕支払不能および債務超過の場合、監督官庁にその旨の通知がなされるべきであり (§88 II VAG)<sup>(17)</sup>、監督官庁が、それから、会社更正についての法律 (Sanierungsmaßregel) が適用されるべきか、それとも破産手続が申し立てられるべきかを決定しなければならぬ。会社の更正については、§89 VAG<sup>(18)</sup>は、監督官庁に保険関係への関与について極めて広範な権限を付与している。〔同条は〕生命保険の場合、さらには、〔監督官庁に〕保険者の債務を一方的に (eigenmächtig) 三分の二に引き下げる権限までも与えている。更正が不可能が見通しが立たないという場合、監督官庁が、しかも監督官庁のみが、破産手続の開始を管轄裁判所に申し立てることができる。〔この場合〕破産法が基準となり、相互〔保険〕会社の場合には §89-92 VAG が基準となる。しかし、保険監督法は、相互〔保険〕会社と株式会社 (Aktienve-

re) のいずれにも適用のある規定を含んでおり、しかも〔その〕一部は保険全般に関する規定であり (§868, 69 VAG)。<sup>(19)</sup>〔その〕一部は生命保険のみに関する規定である (§861-63 VAG)。保険者の破産が個々の保険関係にどのような影響を及ぼすかの問題については、§813, 40 III<sup>(19)</sup> 101 I VVG および §898 HGB もまた適用がある (以下の B 参照)。〔これらの点については〕新しい立法によって変更の見通しである。

B. 保険関係は、延期の合意がなされていない場合、通常、保険期間の満了によつて終了する。延期の合意は、黙示でもなされる。しかし、〔保険〕契約によれば、保険がその期間満了前に解約されなかつたときに、そのような黙示の延期がなされたものとされている場合、その延期は一年以上に及ばない (§81 VVG. 強行規定である)<sup>(19)</sup>。保険がその継続期間についてなされているところの計画 (たとえば、旅行、展覧会、または状態 (たとえば、戦争) の終了は、保険期間の満了と同視される。

保険関係の例外的な終了事由は、たとえば告知義務違反または危険の増加を理由とする、解除と解約である。〔保険料の〕統計は全年単位でのみ計算されているのだから、そのような場合〔解除または解約の場合〕、原則として、継続している保険

料 料期間についての保険料が、たとい「保険関係の」終了が「保険料」期間の開始時に生じたとしても、完全に保険者に与えられる（保険料不可分の原則）。

この他に、（株式会社ではなく）**相互〔保険〕会社の解散は、**個々の保険関係の終了原因であるが、これは、清算〔手続の〕遅延、保険料（Beiträge）の更なる取立を避けるためである。しかし、保険関係は、社員が他の方法によって付保する時間を有しうるように、早くとも四週間の経過とともに終了する。〔ただし〕このようなことは、生命保険の場合、多数の社員にとって可能ではないであろうから、この場合、〔生命保険〕契約それ自体存続し続けるままである（§33 IV, V VAG<sup>(20)</sup>）。しかし、新しい保険契約が締結されないのであるから、このことは危険団体にとって、まさに問題である。それゆえに、他の会社に対して「保険状態（Versicherungsbestand）」を移転することがまったく通常であり、そのようなこともまた、株式会社ではしばしば合併〔Verschmelzung〕（融合〔Fusion〕）§§303-308 HGB<sup>(21)</sup>の形式において、相互〔保険〕会社では§44 (43) VAG<sup>(22)</sup>によってなされているとおりである。そのような移転を、監督官庁が認可したときは、被保険者はこれを承認しなければならぬ（§14 VAG<sup>(23)</sup>、争いがある）。

保険企業の解散が保険関係に及ぼす効果についての法律の規定は、解散事由が**保険者の破産**である場合に、適切ではない。それゆえに、これらの規定は、この場合について、他の規定によって代替されており、生命保険、傷害保険および疾病保険は、〔保険者の〕破産の開始とともに消滅する（§§61 II, 63 VAG<sup>(24)</sup>）。海上保険では、保険契約者は、保険関係を終了させるか、それとも保険者の負担においてその他の方法で付保するかを選択することができる（§§98 HGB<sup>(25)</sup>）。その他のすべての損害保険では、〔保険者の破産の場合に〕、保険関係は、〔破産開始後〕一ヶ月の経過をもって終了するものと定められている（§13 VVG<sup>(26)</sup>）。  
保険事故の発生は〔保険関係の〕終了事由ではない。〔ただし〕死亡保険（Lebensversicherung auf den Todesfall）にかぎって、この点が違っていることは当然である〔保険事故である被保険者の死亡によって、死亡保険関係は終了する〕。  
死亡のその他の〔保険関係に及ぼす〕効果に關していえば、保険関係は、特別の合意がない場合、保険契約者の相続人にもまた相続される（ただし、傷害保険では、および、多くの責任保険では、〔この点が〕違っている）。生存保険（Versicherung auf dem Erlebensfall）では、保険がその者の生存に付されているところの者〔被保険者〕の死亡によって、保険関係は常に終

了する。

損害保険の場合、保険関係について被保険利益が〔保険契約の成立に〕必要である(前述の§9C参照)。保険契約の締結に際して存在するものと考えられていた〔被保険〕利益が実は全く存在しなかった場合、または、それ〔被保険利益〕が——将来の利益として想定されていたところ、——〔実際には〕成立に至らなかつた場合(たとえば、計画されていた航海が中止された場合)、保険契約者は、保険料の支払義務を免れるが、いわゆる営業費用(解約費用)を支払わねばならぬ。〔1〕の場合に〔保険は解約〔risomieren〕されるわけである(§68 I VVG : §894, 895 HGB)〕。この他の場合にもなお、契約によって、そのようになされている。

被保険利益が保険開始の後に初めて消滅した場合(前述の§8参照)、全保険料が支払わねばならないが(§897 HGB)、<sup>(29)</sup>継続する保険料期間を超えることはなく、<sup>(30)</sup>(§68 II VVG)。

注

(1) いわゆる「保険期間の中断」である。保険期間の中断の場合、保険契約はなお存続するが、保険者の危険負担が一時中断する。これについては、今村 有・海上保険

契約論(中)(損害保険事業研究所、昭和五四年)三五六頁以下参照。Ehrenbergが保険期間の中断の例として指摘するのは、労働者の団体保険の例である。この場合、労働時間内の保険事故について保険者は責任を負担するから、保険はいわば随時中断していると理解される、Ehrenberg, a.O., S.356, Ann.13参照。

(2) 保険者および保険契約者は、著しい超過保険の場合に、当該超過保険を除くため、その割合に応ずる保険料の減額をなして、保険金額の減額を請求することができる(§51 I VVG)。

(3) §29 VVGは、重要ではない危険の増加は、考慮する必要がない、事情によれば、保険関係が危険の増加によって影響を受けないことが合意されていると認められるときにもまた、危険の増加は考慮されないと規定する。

(4) §21 VVGは、契約締結後、保険契約者は、保険者の同意なしで危険の増加をなし、または第三者によってこれをなすことは許されないと定める。

(5) §21 VVGは、「保険契約者は、保険者の同意なしで自らまたは第三者によってなした変更が危険を増加したことを知ったときは、遅滞なく保険者に通知することを要する」と規定する。意思によらない危険増加についても、遅滞なく通知することが要求されている(§27 II VVG参照)。

- (6) §231 VVG に違反した場合（保険契約者の意思による危険の増加の場合）、保険者は解約期間を遵守しないで保険関係を解約することができる (§241 前段 VVG)。
- (7) 保険契約者の意思によらない危険増加の場合、保険者は一ヶ月の解約期間を遵守して、保険関係を解約することができる (§271 VVG)。
- (8) 保険契約者の意思による危険増加の場合、増加について保険契約者の過失がないときは、保険者は一ヶ月の解約期間を遵守して保険関係を解約しうる (§241 後段 VVG 参照)。
- (9) 危険の増加等のため保険関係が解除または解約されて、消滅した場合でも、保険者は「現に進行中の保険料期間」の保険料の支払を請求することができる（一九三九年一月一九日の改正前の §401 VVG）。
- (10) 解約権は、保険者が危険の増加を知ったときから一ヶ月内に行使しないとき、または危険増加前の状態の回復があったときは、消滅する (§24 II VVG)。
- (11) 保険契約者の意思による危険の増加の場合において、保険事故が危険の増加後に発生したときは、保険者は給付義務を免れる (§25 I VVG)。
- (12) 危険の増加が保険事故の発生および保険者の給付の範囲に影響を及ぼさないときには、保険者の給付義務は存続する (§25 III VVG)。
- (13) §25 II 前段 VVG 参照。したがって、保険契約者には過失のない危険の増加の場合において、保険契約者が過失によって危険の増加を通知しなかったときは、保険者は責任を免れる。Möller, Versicherungsrecht, 3. Aufl., S.147 参照。
- (14) 過失に基づかない、意思による危険増加の場合 (§24 I 後段 VVG)、意思によらない危険増加の場合 (§271 VVG)、保険者は、一ヶ月の解約期間を以て、保険契約を解約することができる。
- (15) §225 II 後段但書、28 II 後段 VVG 参照。
- (16) §171 KO は、「双務契約が破産手続き開始時に破産債務者および他方の当事者によって履行されていないか、完全に履行されていないときは、破産管財人は破産債務者に代わって履行をなし、他方の当事者に履行を請求することができる」とする規定である。
- (17) §68 II VAG は、一九七四年一月二〇日の改正によって削除された。
- (18) §69 VAG は、一九七四年二月二〇日の改正によって削除された。
- (19) §8 I VVG に違反する合意は無効と解されている。Pröiss-Martin, a.a.O., §8.3 参照。
- (20) §43 VAG（相互保険会社の解散についての規定）は、一九三七年に改正された。改正前の §43 IV および §43 V

VAG は、以下の内容の規定である。

§43 IV VAG によれば、社員と会社との間に存在する保険関係は、決議に定められた時点を以って(ただし、早くとも四週の間を以って)消滅する、ただし、この時までの間に成立した保険金請求権は主張されうるが、将来の保険料期間につき払い込まれた保険料については、このために支出した費用を差し引いて、その返還の請求をなしうるものとされてゐる。

これに対して、§43 V VAG は、「生命保険に基づく生命保険関係には、前項の適用がない。この保険関係は、定款に別段の定めがないかぎり、存続する」旨を定める。

(21) §§303-308 HGB は一九三七年の株式法の成立によって廃止され、現在は、株式会社の合併は、株式法第三章第一節の規定 (§§233-252 AktG) にしたがって、規律される。

(22) §14 VAG に定められた合意(相互保険会社の保険契約の全部または一部の移転)を目的とする決議には、§43 I II VAG の準用があり (§§4 VAG)、同条によれば、相互保険会社の解散にはその最高機関の決議(四分の三の賛成)が必要であるとされていた。

(23) 相互保険会社の保険契約の全部または一部の移転には、監督官庁の認可が必要である (§14 VAG)。

(24) 保険者の破産開始によって、生命保険関係は消滅し

(§61 II VAG)、傷害保険についても、同様である (§63 VVG)。これらの規定は、条文の位置に変更があるが、現在でも、そのまま維持されている (旧 §61 II VAG → §77 III、旧 §63 VAG → §79 VAG)。

(25) 保険者が支払不能となった場合、被保険者は、自己の選択で、保険契約を解除して、全保険料の返還を請求するか、または支払の停止するか、保険者の費用で新たな保険をなす権利を有する (§§98 前段 HGB)。

(26) §13 VVG は、§17 KO (注 (16) 参照) を変更した規定であり、「保険者の財産について破産が開始したとき、保険関係は、破産開始後一ヶ月の経過をもって終了する。この時点まで、保険関係は、破産財団に対して有効である」と規定する。

(27) 保険に付された利益が、保険の開始時に存在しないか、または、将来の事業のため、または将来の利益のため、保険が付された場合に、その利益が成立しなかつたときは、保険契約者は保険料支払の義務を免れる、保険者は、相当の営業費用の支払を請求しうる (§68 I VVG)。

(28) 保険に関連する事業の全部または一部を被保険者が放棄したか、保険に付された物の全部または一部が、被保険者の行為によらないで、保険者の引き受けた危険にさらされなかつた場合、保険料の全部または比例する一部は、保険者に付与される報酬に至るまで、その返還請求

がなされるか、または支払停止がなされる (§894 I HGB)。保険が、被保険利益を欠いているため、または超過保険のため、無効であり、保険契約者が、保険契約締結に際して、および、他人のためにする保険の場合においては、被保険者もまた、その委任に際して、善意のときには、保険料は、§894 HGB に示した解約手数料に至るまで、返還を請求または支払停止とすることができ ( §895 HGB)。

(29) 保険の解約 (§894 HGB 参照) は、危険が保険者についてすでに開始したときは、なされない (§897 HGB)。

(30) 被保険利益が、保険の開始後に、消滅したときは、継続する保険料期間についての保険料が、保険者に帰属する (§68 II VVG)。

§ 13. 2. 保険料支払についての特則

A. 弁済期 分割払の合意がなされた場合以外は、保険料は、契約締結と同時にただちに弁済期が到来し (§35 I VVG)、継続保険料は、常に、新たな保険料期間 (一年である。前述の §9 D 参照) の開始とともに、ただちに弁済期が到来する。

保険料が適時に支払われなかった場合、債務者〔履行〕遅滞に関する民法の原則 (§§284ff; 326, 327 BGB) が、ただちに (einfach) 適用されるのではなく、保険者の保護のため、〔民法の原則〕より〔保険契約者にとって〕厳格な原則が適用される。つまり、「第一回 (または一時払保険) の保険料 (erste oder einmalige Prämie)」の支払がない場合には、「第二回以後の保険料 (Folgeprämie)」の支払がない場合より、「その効果が」厳格になっている。

すなわち、第一回 (または一時払) 保険料の不払の場合に、保険者は、保険事故がその支払の前に発生したときは、給付義務を免れ (§38 I VVG 参照)、さらに、保険者は、一ヶ月の〔解約〕期間を遵守して、全契約を解約しうる。この〔解約〕期間は、「この期間内に保険料の支払がないまま」経過するとともに、保険者が、保険料に代わって〔相当の〕営業費用を請求することができる期間である (§§38 II; 40 VVG)。

保険者が解約しなかった場合、民法の規定が適用される。保険契約者にとって〔以上より〕不利益な合意はこれをなしえないが (§42 VVG)<sup>(2)</sup>、「全契約の完成」または——たいていは、このような場合であるが——「保険の開始」(前述の §8 参照) を、第一回保険料の支払 (保険証券との引換えである) にかか

らせることは可能である(後述のC参照)。

これに対して、第二回以後の保険料の支払がなされない場合には、原則として、民法の規定が適用される。しかし、保険者は、保険契約者に書面で二週間の支払期間(火災保険の場合、一ヶ月)を定めた場合には、法律効果を自己のためにより有利に形成することができる。すなわち、保険契約者がこの期間を経過して「支払を」遅滞した場合、保険者は、保険事故が発生したときに給付義務を免れ、また、契約をただちに解約して継続している保険料期間の終了するまでの保険料を取得することとなる(§§39, 40 VVG)<sup>(6)</sup>。保険契約者にとって「以上」より不利益な合意は、これをなすことができない(§42 VVG)。

B. 「保険料の」支払場所は、保険契約者のその時々々の住所である(§36I 前段 VVG 参照)。住所の変更については、§10 VVG 参照)。「しかし」、保険料債務もまた金銭債務として、特別の合意がない場合、いわゆる持参債務(送付債務)に該当するが(§36I 後段 VVG)、「保険者による保険料の」取立が通常なされている場合には、このような例に「保険者が」従わないとするためには、書面による保険者の通知が必要である(§37 VVG)。「契約によってこれを保険契約者に不利益に変更することはできない」(§42 VVG 参照)。

C. 第一回(または一時払の)保険料は保険証券との引換えのみ(§35 後段 VVG)、第二回以後の保険料は領収書と引換えのみ<sup>(5)</sup>、その支払をすればよい。保険代理商は、保険者の作成した保険料計算書(を持参していること)によって、支払受領および領収の権限があるものとされている(前述の§7(b) 参照)。

D. 保険料請求権は、保険契約者の破産において、「他の債権に」優先しない。ただし、保険引受の義務がある公庫の請求権について例外があるが、これも最後の一年の保険料についてであるにすぎない(§61 ① KO)。

E. 保険料請求権は、二年で、「ただし」生命保険および海上保険の場合、五年で、時効にかかる(§12 VVG; §905 HGB)。

### 注

(1) 保険契約者が保険料の支払を遅滞した場合に関する §§38ff VVG の規定については、一九三九年二月一九日の改正で、大幅な変更がなされている。以下では、Möller, Versicherungsvertragsrecht, 3. Aufl., (1977), S.96ff を参照して、その概略を紹介する。

第一回(または一時払)保険料(Erstprämie oder ein-

- malige Folgeprämie)の支払が遅滞した場合については、以下の規制がなされている。すなわち、a 保険者は保険料の支払を求めて、訴えを提起することができる。b 保険事故発生時に、保険料が支払われていないときは、保険者は免責される (§38 II VVG)。c 保険者は契約を解除 (zurücktreten) することができる (§38 I 前段 VVG。§346 I BGB の適用がある)。d 保険料請求権が弁済期から6ヶ月内に裁判上主張されないときは、解除 (Rücktritt) がなされたものとみなされる (§38 I 後段 VVG)。
- (2) §42 VVG は、保険料の支払遅滞についての §§38, 39 VVG 等の規定を「保険契約者に不利益に変更する合意は、保険者がこれを援用することができない」と規定する。
- (3) 第二回以後の保険料 (Folgeprämie) の支払遅滞の場合については、以下の規制がなされている。すなわち、a 保険者は保険料の支払を求めて、訴えを提起できる。b 保険者は、支払期間を指定し (§39 I VVG)、この期間が経過した後に保険事故が発生し、かつ保険事故発生時に保険料等の支払が遅滞しているときは、免責される (§39 II VVG)。c) の期間が経過した後に保険契約者が保険料の支払を遅滞したときは、保険者は、解約期間を遵守することなく保険契約を解約する (Kündigung) ことができる (§39 III VVG 参照)。
- (4) 保険契約者が住所を変更したことを保険者に通知しな

いときは、保険契約者に対する意思表示については、保険者に知れたる最後の住所に宛てた書留郵便の発送を以て足りる (§10 前段 VVG)。

(5) 民法の一般原則が適用される、§368 前段 BGB 参照。

§14. 3. [保険契約上の] 権利義務の移転

保険契約に基づく「権利」の譲渡と「義務」の引受は、〔下イツ民法〕§§398-413 BGB [債権譲渡] と §§414-419 BGB [債務引受] の原則にしたがってなされる。これらの原則によれば、保険者に対する権利の「譲渡 (Abtretung)」は、この権利が差押禁止動産の填補を内容とするかぎりでは、許されない (§400 BGB; §811 ZPO)。しかし、これによって、最も保護を必要とする保険契約者が、まさに不利な状況におちいることになる。いかなる者も、彼に、火災によって壊れたベット、衣服、道具〔差押禁止財産に該当する、§811 ① ZPO 参照〕に代わる〔生活に〕必要不可欠な物を、保険者に対する填補賠償請求権の同時の譲渡なしでは、引き渡すことはないであろうから。そこで、このような債権譲渡が法律によって明瞭に認められている (§15 VVG; §98 VVG<sup>(1)</sup> も参照<sup>(2)</sup>)。

これらのすべての場合において、保険契約に基づく権利または義務、さらには両者いずれもが、互いに独立して、全く別々の法的行為 (Rechtsakt) によって、一人または複数の者に「移転」するものと解されている。しかも、**全保険関係**もまた(権利義務がともに)移転しうるのであり、民法または商法によれば、包括承継(相続、「夫婦財産契約による」)財産共有制、「社團法人の解散等の場合の」国庫帰属 [Fiskalisierung]、合併)によっても〔移転す〕る。

しかし、保険法は、なおこれ〔保険〕にのみ特有な事例、つまり損害保険において、**保険の目的の譲渡**を認めている。この目的に対する利益の移転によって、全保険関係が目的の付属物 (Appendix) として法律に基づき新たな利害関係者(所有者、用益貸借人、用益権者)に移転する。しかし、これらの利害関係者および保険者もまた、このような移転を承認する必要はなく、彼らは解約権を有している (§§69-72 VVG)<sup>(3)</sup>。保険に付された物の強制競売について、同様の規定がある (§73 VVG)<sup>(4)</sup>。〔以上の一般原則を修正した〕 §§114, 115 (電害保険)<sup>(5)</sup>、§128 (動物保険)<sup>(6)</sup>、§151 II (責任保険)<sup>(7)</sup> 参照。

注

(1) §15 VVG 「保険が差押の禁止されている物に関するときは、保険に基づく債権は、保険契約者に破壊または毀損した物に代えて他の物を給付した保険契約者の債権者に対してのみ、これを譲り渡すことができる。」

(2) 保険者が保険に付した建物の再建のために填補金額を支払う義務を負担する約款(いわゆる再建約款)がある場合 (§97 VVG)、その再建前にこの填補金請求権を譲り渡すことは許されないが、例外的に、土地取得者に、または建物の再建のため労務若しくは給付を引き受け若しくは自らこれをなした保険契約者の債権者に、これを譲り渡すことができる (§98 VVG)。

(3) ドイツ保険契約法は、保険の目的の譲渡の場合、「保険関係に基づく保険契約者の権利義務」が移転するものとする (§69 VVG)。したがって、その取得者は、保険契約者に代わって、保険料支払債務を負担し、保険による保護を享受する。この場合に、譲渡は遅滞なく保険者に通知される必要がある (§71 VVG)。ただし、この保険関係の移転が不利益となるときは、保険者は一ヶ月の解約期間を遵守して (§70 I VVG)、取得者はこの期間を遵守しないで (§70 II VVG)、それぞれ保険契約を解約することができる。

(4) 保険の目的の譲渡に関する §§69-72 VVG は、強制競売

- (Zwangsersteigerung) に準用されている (§73 VVG)。
- (5) 電害保険において、保険に付した農産物が譲渡または強制競売された場合、保険者は、その取得者に対し、その所有権の譲渡を知るに至りたる保険料期間の終りにおいてのみ保険関係を解約することができる (§114 I VVG)。
- 用益権、用益賃貸借等に基づき、農産物を取得する権利を取得した者がある場合には、農産物の譲渡または強制競売に関する規定 (§114 VVG) が準用される (§115 VVG)。
- (6) 家畜保険において、保険に付した家畜が譲渡されたときは、保険関係はその家畜に関して終了する (§128 I VVG)。
- (7) 保険契約者の営業より生ずる責任について保険がなされた場合において、営業譲渡等がなされたときは、〔営業〕譲受人等は保険関係より生ずる権利義務を承継する (§151 II VVG)。

## VI 保険事故

§ 15. 保険事故は、保険者の給付がその発生にかかっている

ところの事件または状態（たとえば、疾病、廃失）である。保険事故もまた、「選択的 (alternativ) に」定めることが可能である（たとえば、生命保険の場合、保険事故を「死亡」または「一定年齢の到達」とすることが可能である、以下の §17 参照）。

a 保険事故は、**保険契約者自身**によって招致されることがありうる。保険契約者が故意または重大な過失によって保険事故を生ぜしめたときに、保険者は給付義務を免れる (§81 VVG)。海上保険および運送保険においては、すでにいかなる〔保険契約者の〕過失の場合でも、同じである（保険者は免責される）。しかし、航海上の過失（船舶の不完全な操船による損害）については、いわゆる「善意 (börsliche Handlungsweise)」の場合を除いて、保険契約者の重過失に際してさえ、保険者は責任を免れない (§821 ④ HGB; §130 VVG)。

責任保険、生命保険および傷害保険では、保険者の給付義務それ自体は、保険契約者の故意による保険事故招致の場合にかぎって、排除されている (§8152, 170, 181 VVG)。

b 損害保険では、発生した事件が**財産損害**をもたらしたことが保険事故となる。〔すなわち、発生した事件が〕、財産損害それ自体、または、ある種類の財産損害（たとえば、身体の傷害）、または、ある額の財産損害（小損害不担保の特約

[Franchiseklausel] <sup>(2)</sup> 参照) をもたらしたということが保険事故となる。

その際に、事件と損害との因果関係の問題が、大きな困難をもたらす。第一に、複数の事件が共同し「て損害を発生させ、かつ」保険者がすべての事件に責任を負うわけではない(特定の事項について保険者が免責される)場合がある。このような場合には、彼(「保険者」)に債務を負担させる事件がなければ、損害が発生しなかったであろうということだけで、彼の填補義務が発生するためには十分である。第二に、保険者は、彼(「保険者」)をして債務を負担させる事件のすべての結果について(責任を負担するか)、いわゆる間接的な損害についてもまた責任を担うのかという問題が重要である。法律または約款がこれを明瞭に「肯定」(たとえば、§83 VVG 参照。(火災保険の場合)「不可避の結果」についても、保険者は責任を負う)または「否定」していないかぎり、この場合には**相当因果関係**(adäquate Verursachung)の原則が決定する。この原則によれば、事件が一般的に損害を惹起する傾向を有している場合(この損害が事件に相当である(adäquat)場合)に、保険者はその損害について責任を負担しなければならない。したがって、合理的な保険者がそれを予測し、そして保険料の算定に際して考慮すること

ができるか否か、ということが決定的である。

c 保険契約者または保険金受取人(以下の§17 c 参照)は、保険事故の発生を知ったときは、遅滞なく保険者にこれを通知しなければならぬ (§§33 I, 171 I, 182 VVG; §818 HGB; 例外は死亡保険である、§171 I VVG 参照。<sup>(4)</sup> しかも、「内水航行の危険に対する」運送保険では、「保険者に対して」いかなる請求権も主張されるべきではない場合でも、そうである (§26 VVG 参照。<sup>(5)</sup> しかし、いくつかの種類の保険では、「通知期間を」二日ないし一週間に緩和する旨の規定が設けられている (§§92, 110, 153, 171 I VVG)。この通知義務違反は、損害賠償「債務の発生」をもたらす(「具体的には」保険金額の減少である、§818 HGB。<sup>(7)</sup> ただし、この点については、§6 II および §32 II VVG を参照せよ。<sup>(6)</sup>

損害保険の場合、さらに、保険契約者は**損害防止義務**(Retungspflicht)を負担する。すなわち、彼は、損害の防止または減少に可能なかぎり配慮しなければならず、その際に、保険者の指示に従わねばならない (§62 VVG; §819 HGB; §6 II VVG も参照。<sup>(6)</sup> 最後に、保険契約者は、**損害の探知および確定**に協力する——とりわけ、説明をなすことによつて——義務があり、事実を隠蔽すること (Verdunkelung) は許されぬ (§§34, 65, 93,

d 保険者は、**金銭**の給付、例外的に破壊された〔状態についての〕現状回復の義務を負っている（前述の§9 E参照）。ガラス保険では、選択債権（Wahlschuld）とされている。金銭給付の額は、定額保険の場合には、最終的には確定しているが（この点については、しかし、以下の§17参照）、損害保険の場合、〔その額は〕第一に発生した損害の額、第二に保険金額、最後に〔一部保険の場合に〕通常は保険金額と保険価額との割合〔いわゆる付保割合〕にしたがって、決定される。

損害は、全損（Totalschaden）または分損（Partialschaden）たることがありうる。全損とは、被保険利益全部の毀損である。〔なお〕海上保険の場合、いわゆる解釈全損（konstruktive Totalschaden）が認められている。すなわち、全損が生じたものと推定される（angenommen）場合がある（主要な例は、船舶の行方不明）。この場合、保険契約者には、被保険利益の放棄と引換えに（〔保険〕委付の意思表示〔Abandonerklärung〕）、全損の場合と同じく填補を請求する権利が与えられる（§§861-871 HGB.<sup>(22)</sup>）。

〔被保険利益全部の毀損である〕全損の場合、保険金額の支払がなされねばならない。それゆえ、〔全損の〕額——保険価

額にまさに等しい——は、保険金額の合意がない場合、または、合意された保険金額が高すぎる（保険価額より高い）これについては、前述の§9 C、E参照）と認められる場合にかぎって、これを調査すれば足りる。これに対して、〔被保険利益の一部毀損である〕分損の額は、常に調査されねばならない。その〔分損の〕額は保険価額と残存価額との差額であるが、ただし保険者が責めに任ずるべきではない損害は控除される。

それから、損害防止費用と調査費用が、そのようにして調査〔によつて明らかと〕された本来の損害に加算される（§§63, 65 VVG; §834 HGB.<sup>(23)</sup>）。一部保険の場合、いかなる分損も、特別の合意がないときは、保険金額の保険価額との割合〔いわゆる付保割合〕でのみ填補がなされる（前述の§9 E（a）参照）。このことは、損害防止費用および調査費用についても妥当する<sup>(14)</sup>（§§56, 57 末項, 63 II, 123, 66 III VVG; §§72, 843, 881 HGB.<sup>(15)</sup>）。

保険金額は、保険者の填補義務についての最大限をなしている（§50 VVG.<sup>(24)</sup>）。もちろん、損害防止費用（奏功しなかった〔損害防止費用も含む〕）もなお、これ〔保険金額〕に加算される〔ことがある。<sup>(23)</sup>〕しかし、それが保険者の指示にしたがって支出されていないかぎりでは（§63 I VVG）、保険者は、本来保険金額全額の提供によつて防止費用の填補を免れることができる

ければならない〔保険者の委付の制度〕。「ただし、」このよう  
なことは、海上保険と運送保険 (§840-842 BGB, §814, 145 VVG)<sup>(25)</sup>  
についてのみ、さらに、これに類似して責任保険 (§8150 VVG)<sup>(26)</sup>  
について、法律によって認められているにすぎない。

複数の〔保険事故による〕損害が相次いで発生し、その損害  
が合わせて保険金額を超えた場合については、法律は、火災保  
険、雹害保険、家畜保険、運送保険および海上保険について、  
個別的な判断をしている (§895, 112, 119, 144 VVG, §8840-842  
HGB)<sup>(29)</sup>。

e 保険者の給付は、保険事故の発生とともにすでに、その  
**弁済期が到来している**のではなく、「また」事故発生の通知と  
ともに到来するのではない。むしろ、請求権の客観的および主  
観的な要件が充たされ(証明され)る必要がある。これ以前に、  
保険者が給付について履行遅滞に陥ることはありえない。これ  
に必要な証拠書類は、請求権を主張する者にその提出を期待す  
ることが正当であるかぎり、提出されねばならぬ (§34 II  
VVG)<sup>(30)</sup>。明確に特定した証拠書類〔の提出〕が、あらかじめ〔保  
険契約で〕定められている場合には(たとえば、商業帳簿、家  
計簿、在庫品台帳の提出)、§6 II VVGの適用がある。<sup>(31)</sup>それゆ  
え、そのような証拠書類の提出は、〔保険金〕請求権の弁済期

到来の実質的な要件であり、それは訴訟上の証明とは関係がな  
い。しかし、損害額が確定していない場合でも、火災保険およ  
び家畜保険では、〔損害発生の〕通知の一ヶ月の経過後に、負  
担している額について、利息の支払および一部支払の義務が生  
ずる (§894, 124 VVG)。填補〔金額〕(Erschädigung)が保険  
の目的の再建のためにのみ支払われねばならない〔火災保険に  
再建約款がある〕場合、約款にしたがった金銭の使用が確保さ  
れたときにはじめて、給付は弁済期が到来する (§897, 193  
VVG)。

弁済期を契約によって延期することは、よくなされること  
である。給付は承認、和解または既判力ある判決による請求権の  
確定によってはじめてその弁済期が到来するという、以前には  
一般的であった〔約款の〕条項は、海上保険および運送保険に  
おける場合を除き、効力を有しない (§11 VVG)<sup>(32)</sup>。

〔履行〕遅滞の効果は、民法の定めるところによる。

f 保険者に対する請求権は、二年で、生命保険では五年で、  
時効にかかる (§12 I VVG, §905 HGB)。請求権の主張等に関す  
る期間〔Ausschlussfrist〕の合意については、§12 VVG参照せよ。<sup>(33)</sup>  
g 保険は、保険契約者に**利得**をもたらしてはならない。そ  
れゆえ、保険事故の発生と損害の填補の後に、保険契約者の第

三者に対する——存在するかも知れない——損害賠償請求権は、保険者に移転するものとされてゐる (§67 VVG、§118 VVG も、さらに §148 VVG をも参照; §804 HGB)。

同じ理由に基づき、場合によっては、損害の填補の後に、保険の目的に対する権利は、保険者に移転する。たとえば、債権に保険が付されていた場合 (§805 HGB)、全損害が填補されたが、しかし何か救助された場合 (§859 HGB、しかし §841 I HGB は、これと違つてゐる) が、そうである。一部保険 (前述の §9 E (a) 参照) の場合、これらのすべての効果は、〔付保〕割合にしたがつてのみ生ずる。

保険契約者〔＝債務者〕は、同様に、彼に対しては〔保険契約者との関係では〕効力が生じない〔が、抵当権者との関係では有効である〕、抵当権者のためになされた保険がその効力を持ち続けることによって (前述の §6 参照)、利益を得る可きではない。〔保険者による〕抵当権者への填補額の支払によつて、本来は、保険契約者に対する〔抵当権者の〕債権は消滅するのである。〔しかし〕その代わり、この場合も同じく、その債権〔および抵当権も〕は保険者に移転すべきものとされてゐる (火災保険の場合についての、〔§101〕、§102 VVG 参照)。

## 注

(一) §152 VVG は、責任保険について、保険契約者の故意による事故招致の場合に、保険者を免責せしめる規定である。したがつて、同条は、§61 VVG を変更して、保険契約者の重過失による保険事故招致があつても、保険者に責任を負担せしめた規定である。なお、生命保険 (§170 VVG)、傷害保険 (§181 VVG) についても、責任保険と同旨の規定がある。

(二) 小損害不承担の特約とは、保険者は、保険価額のあるパーセント (§845 HGB では 6%、§830 HGB では 2%) を超えない損害について免責され、損害がこれを超える場合に、全損害について責任を負担する旨の特約をいう。Buck, a.O., §431f 参照。計算のための無用の費用と手数を省略することを目的とする制度である、石井・海上保険法 (新法学全集第 20 卷) 四一頁参照。

(三) 火災の場合に、保険者は、保険に付した物の破壊または毀損によつて生じた損害が火力に基づきまたは火災の不可避の結果であるときは、これにより生じた損害を填補することを要する (§83 VVG)。

(四) ドイツ保険契約法は、保険事故発生のお知らせ、死亡を保険事故として定めるときにかぎり、保険者に対してなすべきものとし、その通知は、保険事故発生後三日以内になせば足りるものと規定する (§171 I VVG 参照)。

(5) 内水航行の危険に対する保険において、船舶または積荷に生じた事故が保険者の負担すべき危険にとつて重要であるかぎり、保険契約者は、保険者に填補請求権が生じないときでも、事故をすべて遅滞なく通知することを要する (§146 VVG)。

(6) §2 VVG は火災保険について、保険事故発生後二日以内、§110 VVG は電害保険について、保険事故発生後四日以内、§153 VVG は責任保険について、保険事故発生後一週間以内、§171 VVG (注 (4) 参照) は生命保険について、保険事故発生後三日以内における、保険事故発生時の通知義務を課している。

(7) §18 後段 HGB は、保険事故発生時の通知義務違反の場合について、「正当な時期に通知があつたならば、損害填補額が減少されたりであろう額を填補額から控除する権利」を保険者に認める。

(8) 保険事故発生時の通知義務違反の効果は、損害賠償義務の発生であると解されるが、これを約款で変更して、保険者の免責とすることが可能であろう。本文の説明は、このような場合について、一九三九年改正前 §6 II 現行 §6 III VVG および §32 II VVG の適用があることを指摘したものであろう。§6 III VVG は、「保険事故発生後の『義務 (Obiegenheit)』に違反した場合について給付義務の免責が合意された場合、その違反が故意または重過失に

基づくものではないときは、合意された法律効果は生じない」と規定する。§2 II VVG は、危険減少義務または危険増加防止義務に「違反があつた場合に、保険者が解除の権利を有し給付義務を免れうる旨の合意は、その違反が保険事故の発生および保険者の給付の範囲に影響を及ぼさないときは、保険者はこれを援用できない」と規定する。

(9) §621 VVG は、「保険契約者は、保険事故発生に際して可能なかぎり損害の防止および減少に配慮し、かつ保険者の指示に従うことを要する」旨を定める。§819 HGB は海上保険の場合について、保険の目的の救助および損害防止義務を被保険者に課している。損害防止義務違反の効果については、かつては規定がなかったが、一九三九年一月一九日の改正で §621 VVG が付加された。すなわち、故意または過失による義務違反の効果は保険者の免責であるが、義務を適切に履行したとしても損害の範囲が減少しないかぎりでは、保険契約者に重過失ある場合でも、保険者は給付義務を負担するものと規定されている。

(10) §341 VVG は、保険契約者に、保険事故発生後に、保険事故または保険者の給付の範囲を確定するために必要な報告をなす義務を課している。違反の効果は損害賠償義務の発生と解されている、Pöiss-Martin, Versiche-

- rungsvertragsgesetz 22. Aufl., §34.3 参照。§65 VVG は、損害の調査・確定の商議で保険契約者が代理人に代理させることができない旨の合意を保険者が主張できないとする規定であり、§93 VVG は、火災保険の場合について、建物に生じた損害の確定があるまで、保険契約者は、原則として、火災により破壊または毀損した建物に変更を加えることができない旨の規定である (§111 VVG は、電害保険について §93 VVG と同旨を規定する)。
- (11) ガラス保険約款 §91 は、保険者に、「現状回復」または「金銭の支払」の選択権を認める。保険者をして、多数の保険の委託を受けることによって有利な価格での回復を可能とするためである。Pöhlis-Martin, a.a.O., Glas Ver. §9. (nach §§81-107c) 参照。
- (12) いわゆる保険委付の制度である (商法八三三条以下)。保険委付の制度については、石井・前掲書六九頁以下参照。
- (13) 保険者は、保険契約者が支出した損害防止 (§63 VVG) および損害確定 (§65 VVG) のための費用を負担する (§63 VVG にては、注 (23) 参照)。§834 HGB は、共同海損、損害防止費用等の費用を保険者が負担する旨の規定である。
- (14) §56 VVG は、一部保険の場合についての比例填補の原則を定めた規定である。
- (15) §57 末項 VVG は、評価済保険の場合において、保険金額が協定価額に及ばないときには、保険者は、保険金額と協定価額との割合にしたがって、責任を負担すると規定する。
- (16) §63 II VVG は、一部保険の場合において、損害防止費用を §856.57 VVG の定める割合にしたがって保険者が負担する旨を規定する。
- (17) §123 VVG は、家畜保険について、損害防止費用 (§63 VVG) の例外を認め、飼養費・獣医の診察ならびに治療費を保険者が負担しないものと規定する。
- (18) §66 III VVG は、一部保険の場合に、損害の調査および確定の費用を、保険者が、保険金額の保険価額との割合 (保険金額が協定価額に及ばないときは、保険金額の協定価額の割合) にしたがって負担するものと規定する。
- (19) §792 HGB は、海上保険について、一部保険の場合の比例填補の原則を定めた規定である。
- (20) §843 HGB は、海上保険の場合について、共同海損、損害防止費用等の費用 (§834 HGB) を、一部保険の保険者は、保険金額の保険価額との割合で負担すると規定する。
- (21) §881 HGB は、保険者は、「全部保険」の場合に全部の損害を、「一部保険」の場合に保険金額の保険価額の割合で損害を填補する旨の規定である。

- (22) §50 VVG は、「保険者は保険金額を限度としてのみ責任を負うものとする」とする規定である。
- (23) §63 I VVG は、保険契約者が支出した損害防止費用 (§62 VVG) は、その効果が無いときでも、保険契約者が事情によれば必要と考えることが許されるかぎり、保険者の負担となる旨の規定である。ただし、この場合に、保険者は、填補額と損害防止費用の合計が保険金額を超えない限度で填補する義務を負担する (Proliss-Martin, a. O., §63, Anm. 4 参照)。これに対して、保険契約者が保険者の指示にしたがって損害を防止したときは、填補額と損害防止費用の合計が保険金額を超える場合にも、保険者はこれを填補しなければならない (§63 I ② VVG)。
- (24) 海上保険においても、保険者は保険金額の限度で責任を負担するが (§840 IHGB)、損害防止費用等 (§834 HGB) については、その総額が保険金額を超える場合でも、保険者は全額を填補しなければならない (§840 II HGB)。
- しかし、保険事故発生後に、保険者が保険金額全額を支払った場合には、損害防止費用等を填補する義務を免れる権利を有する (§841 IHGB)。ただし、この保険者の権利は、被保険者が事故の状態および直接の結果等を保険者に通知した日から三日以内に、その意思表示をしないこと消滅する (§842 HGB)。すなわち、ドイツ法では、
- 海上保険について「保険者の委付 (Abandon des Versicherten)」の制度が認められている。
- (25) §144 VVG は、運送保険について、保険者が保険金額を限度として損害填補の責任を負担するが、損害防止費用 (保険者の指示によらない費用も含む) はこれを超えて負担しなければならないものと規定する。§144 VVG を前提とした上で、§145 VVG は、運送保険について、海上保険と同様に「保険者の委付」の制度を認めている。
- (26) ドイツ保険契約法では、責任保険は、第三者の主張する請求に対する防御によって生じた裁判上および裁判外の費用を、その費用が事情により必要なかぎり、包含するものとし (§150 I VVG)、保険金額を定めた場合には、これらの費用を合算すると、保険金額を超えるときでも、保険者はこれを填補しなければならないと規定する (§150 II VVG)。
- (27) ドイツ保険契約法は、火災保険 (§95 VVG)、雹害保険 (§112 VVG)、家畜保険 (§119 VVG) において、保険者は、保険事故発生後の事故によって生じた損害については、保険金額の残額を限度として、責任を負担するものと規定する。すなわち、これらの保険においては、分損が生じた場合に、保険金額が自動的に減少するという原則が採用されている。
- (28) §144 II VVG は、運送保険について、複数の保険事故

が生じた場合において、損害の発生によって、保険金額が自動的に減少しないという（ただし、保険者の委付の制度がある、§145 VVG（注（25）参照）原則を採用している。

(29) §8840-842 HGB は、海上保険について、運送保険 (§144 II VVG) と同一の立場（注（28）参照）を採用している。

(30) §34 II VVG は、「保険者は、保険契約者に正当にその調達が期待されるかぎり、証拠書類 (Belege) の提出を請求しうる」とする規定である。

(31) §6 II VVG は、現行の §6 III VVG に該当する。同条については、注（8）参照。

(32) 保険者の保険給付の弁済期についてなされた、この種の約款の効力を制限した §11 VVG は、一九三九年一月九日の改正で、内容が大幅に変更された。

現行の §11 VVG は、旧規定が消極的に定めていたのと異なり、積極的に保険給付請求権の弁済期について定めている (Motive, S.642f 参照)。すなわち、保険者の給付は保険事故および給付の範囲の確定に必要な調査の終了をもって弁済期が到来するものとする原則が採用されている (§11 VVG)。ただし、強行規定ではないと解されている (Möller, a.a.O., S.200 参照)。この原則を前提として、保険契約者のために一部支払 (Abschlagszahlung) の

請求権が認められ (§11 II, III VVG)。保険契約者に不利に変更することができなく、§15a VVG)。保険者が遅延利息の支払を免れる旨の合意は無効と定められている (§11 IV VVG)。

(33) 時効の起算点については、「給付を請求し得べき年の終りより進行を開始する」と規定されている (§12 I 後段 VVG)。

(34) 海上保険の場合、保険者に対する債権は五年で時効にかかり、その起算点については、原則として保険に付された航海が終了して一年を経過するとともに、時効が進行するものと規定されている (§905 HGB)。

(35) 保険者に対する請求権の時効完成を容易にする合意は、保険者がこれを主張することができない (§12 III VVG)。

(36) §67 I VVG は、「いわゆる請求権代位に関する我が商法第六六二条第一項と同旨の規定である。

(37) §118 VVG は、家畜保険の保険者が、損害を填補した場合に、保険契約者が保険に付した家畜の瑕疵に基づき有する瑕疵担保請求権を取得するものと規定する。

(38) §148 VVG は、「請求権代位に基づく」請求権の移転は保険契約者の不利に主張できない」として保険契約者を保護した §67 I ② VVG が、運送保険には適用がないとした規定である。この規定については、拙稿「一部保険における請求権代位の範囲」（私法学の再構築・北大

法学部ライブラリー2) 参照。

(39) §804 HGB は、海上保険の場合に、請求権代位の制度が認められることを明らかにした規定である。

(40) §805 HGB は、海上危険にさらされた物を担保とした債権に保険が付された場合、保険者が損害を填補したかぎり、被保険者は、債務者に対して有する権利を保険者に譲り渡さなければならぬものと規定する。

(41) §859 HGB は、全損の場合において、救助された物があるときに、保険金額の支払前に、保険金額からこの救助された物の売上金額 (Erlös) を控除する旨を規定する。

(42) §841 HGB は、保険者の委付の制度を定めた規定である。すなわち、保険者は、保険事故発生後に、保険金額の支払によって、保険契約上のすべての義務、とりわけ保険に付された物の救助、保持、回復のために必要な費用を填補する義務を免れる。

(43) この説明は、一部保険の場合において、請求権代位の効果は保険金額の保険価額に対する割合 (付保割合) で生ずるとする説 (いわゆる相対説) を支持することを明らかにしたものと推測される。この説については、前掲拙稿 (注 (38)) 参照。

(44) §101 I 前段 VVG は、建物保険において、保険者が、保険契約者の行為によって給付義務を免れたときでも、保険者の債務は、抵当権者に対して有効である旨を定める。

(45) §102 VVG は、保険者が、§100 VVG および前条の規定に基づいて抵当権者に弁済したときは、当該抵当権は保険者に移転する旨を規定する。

## Ⅶ 他人のためにする保険 (Versicherung für fremde Rechnung)

§ 16. ある者が「自己の名前」で「他人の利益」を保険に付した場合、これを「他人のためにする保険」という (§§ 480 VVG; § 781 HGB)。この場合、保険契約者と被保険者は別人である。「なお、保険契約を」締結「する」者は、「自己の利益」または「他人の利益」を保険に付したか否かを明らかにしないとするのが認められている (「不特定人のためにする保険 [Versicherung für Rechnung, wen es geht]」の場合である、§ 80 II VVG; § 781 II HGB)。

「他人の利益」が保険に付されるべきであるという事情がない場合には、その保険は「自己のために」なすものとされる (§ 80 I VVG; § 781 III HGB)。ある者が、明示して「他人の名前」で他人の利益を保険に付した場合、彼は「他人」の代理人

として行為しているのである（前述の§5参照）。ある者が、  
 そう（代理による保険契約の締結）ではなく、「他人のために  
 する保険」を選んだ理由は、甚だ多様でありうる。たとえば、  
 利益帰属者が特定していないとか、利益帰属者の不知、複数の  
 利益帰属者のための共同の保険（倉庫において、然り）、信用  
 の供与、営業取引の秘密保持等（の場合が）ある。

明確ではない場合には、指示された第三者の利益に対して引  
 き受けられた保険であっても、「その保険は、保険契約者が、  
 代理人としてではなく、自己の名でなした」「他人のためにす  
 る保険」であると推定される（§74 II VVG; §783 II HGB）<sup>(1)</sup>。

「他人のためにする保険においては、」被保険者が「保険」契  
 約締結（の事実）を知っていたか否かが、重要である。危険状  
 態についての「被保険者」の知りたること、害意または善意が  
 考慮されるし（§79 VVG, §807 HGB）、被保険者が保険契約の  
 締結を知っていた場合、保険契約者と同様に、彼もまた、法律  
 上または契約上の「義務（*Obliegenheit*）」（前述の§9参照）  
 を履行しなければならないのであるから。それゆえ、保険契約  
 者は、締結について「被保険者から」委託を受けていないこと  
 を、「保険者に」通知しなければならぬものとされている  
 (§79 IV VVG; §807 III HGB)。

保険料支払の義務は、もっぱら保険契約者が負っている（た  
 だし、§78 VVG<sup>(3)</sup>および§890 HGB参照）。「保険者による、保険  
 契約者に対して有する保険料債権と被保険者の保険者に対して  
 有する填補債権との」相殺）。

「他人のためにする保険」の場合、保険契約に基づく権利は、  
 原則として（*im wesentlichen*）被保険者に帰属する（§75 I  
 VVG参照）。「この点が」取次行為（*Kommissionsgeschäft*）と  
 の主要な違いである。しかし、個々の点では、このことは、保  
 険証券が発行されているか否かに応じて、異なっている。すな  
 わち、後者の場合（「保険証券の発行がない場合」、被保険者は、  
 保険契約者の同意に基づいてのみ彼の権利を処分しうるが  
 (§75 II VVG, §866 II HGB)<sup>(5)</sup>、保険証券が発行されている場合、  
 その所持（*Besitz*）が基準となる<sup>(6)</sup>。

「他人のためにする保険」は、ドイツ民法第三二八条以下に  
 いう「第三者（被保険者）のためにする契約」であるが、要約  
 者（保険契約者）は、第三者への給付に対する固有の権利を有  
 しないという点において特徴がある<sup>(8)</sup>。

保険契約者と被保険者との関係は、保険法上の性質を有する  
 ものではないが、法律は、保険契約者に対して、彼の「被保険  
 者に有する」請求権について、保険証券への留置権および填補

賠償請求権に基づく優先弁済権<sup>(10)</sup>を与えている (§77 VVG; §§888, 889 HGB 参照<sup>(11)</sup>)。

注

(1) 他人の利益を保険に付した場合、保険契約が、①他人の名前でなされたか(代理)、②自己の名前でなされたかを区別する必要がある。保険契約者を明らかにする必要があるからである。Bruck, a.a.O., S.599 参照。§73 II HGB は、他人の利益を保険に付した場合、保険契約を締結した者は、自己の名前で他人のために保険をなしたものと推定している。§74 II VVG も、「他人のために保険がなされた場合、疑いがあるときは、その他人を指名したときでも、契約を締結した者は、代理人としてではなく自己の名で他人のために保険をなしたものとす」と定めている。

(2) §79 IV VVG は、保険契約者が保険者に通知しなかった場合、「保険者は、被保険者が契約の締結を知らなかった旨の抗弁を承認する必要がない」と定める。

(3) §78 VVG は、「保険者は、保険契約者に対して有する自己の債権が被保険者のためになされた保険に基づくものであるかぎり、これを填補債権と相殺することができ」と定める。ここでいう「自己の債権」には、保険者

の保険契約者に対する保険料債権が含まれるものと解されていた。

ただし、同条は一九三九年一月九日に廃止され、§35b VVG が定められている。§35b VVG は、「保険者が保険契約者ではなく第三者に給付をなす義務を負担する場合でも、弁済期にある保険料債権・・・を有するときは、当該保険契約に基づいて保険者が負担する給付から当該債権を控除することができる」と定める。民法上の相殺の要件である「債権の対立 (Gegenseitigkeit der Forderungen)」を排除し、自動債権および受働債権が同一の保険契約から生ずることを以て足りるとした規定であると説明されている。Motive S.639 参照。

なお、§35b VVG は責任保険には適用がないものとされている。§158e VVG 参照。

(4) これに対して、取次の場合には、委託者は、取次商が締結した行為に基づく権利を取次商との間の債権譲渡によって初めて直接に主張することが許されるにすぎない (§392 I HGB 参照)。「他人のためにする保険」と「取次」には、以上の差異があり (Bruck, a.a.O., S.600 参照)。したがって、前者は取次の法理によってこれを説明することができないものと主張されていた、大森・保険法(法律学全集第三一巻)一〇〇頁参照。

(5) 「他人のためにする保険」において、保険証券が発行さ

れていない場合は、被保険者は保険契約者の同意を得て、保険契約上の権利を処分することができる (§75 II VVG の反対解釈)。この場合において、保険契約上の権利を処分しうる者は、保険契約者である (§76 I VVG)。

(6) 保険証券の発行がある場合には、保険証券を所持する被保険者は、保険契約者の同意を要しないで、保険契約上の権利を処分することができる (§75 II VVG)。

(7) Ehrenberg は、「他人のためにする保険」の法的性質については、第三者のためにする契約の法理ではなく、代理ないし取次の法理によって説明する。Ehrenberg, a.O., S.191。ただし、Ehrenberg は、保険契約者が、保険金受取人を指定し、その指定を撤回し得ない場合には、この保険は「第三者のためにする〔第三者を保険金受取人とする〕生命保険契約」であり、真正の「第三者のためにする契約」に該当すると解していた、Ehrenberg, Jherings Jahrbücher für Rechtsdogmatik Bd.30, S427ff 参照。

本文の説明は、損害保険について、「他人のためにする保険」が民法の「第三者のためにする契約」であることを肯定したものと推測される。

(8) 第三者のためにする契約の場合、第三者は諾約者に対して給付を請求しうる権利を取得するが (§328 I BGB)、このほかに、要約者は諾約者に対して、第三者に給付をなすことを請求する権利を有するものとされている。

(9) 保険契約者が「他人のためにする保険」を行うのは、保険契約者と被保険者との間に一定の法律関係(たとえば、委任・運送・寄託、さらには事務管理)があるからである。被保険者が保険契約者に対して保険証券の交付を請求できるかは、この関係に基づいて判断される。

被保険者が保険契約者に対して保険証券の交付を請求できる場合でも、保険契約者が保険の目的に関する債権(たとえば、立て替えた保険料債権等)を有するときは、保険契約者は保険証券を留置することが許され、しかも被保険者の破産財団に対してもこれを主張することが認められる (§77 前段 VVG 参照)。被保険者の債権者が差押・転付命令を受けた場合でも、保険契約者は保険証券を留置することができるものと解されている、Bruck, a.O., S.612f 参照。

(10) 保険契約者は、保険の目的に関する債権について、被保険者またはその債権者に優先して、保険者に対する填補債権より、およびその取立後には填補金額より弁済を受けることができる (§77 後段 VVG 参照)。この優先権

の法律的性質については対立があるが、被保険者の破産に際しても有効である相殺権と構成する説が有力か、Bruck, a.O., S.614, Ann.67 参照。

(11) §888 HGB は、海上保険について §77 VVG と同旨を定めた規定である。§889 I HGB は、保険者が、保険証券を所持しない被保険者、その債権者および破産財団に給付した場合に、この給付によって保険契約者が受けた損害について責任を負担する旨の規定である。

## VIII. 生命保険の特則

§ 17. 生命保険の場合、保険者の引き受けた危険は、人の生命の長短が不確実であること、すなわち、その死亡は早すぎるか、または（経済的に考察して）遅すぎるかのいずれかであるということにある。早すぎる場合には、必要なまたは望ましい資金 (Kapital) が蓄積されず、遅すぎる場合、蓄積された資金があまりに早くから消費されてしまう。それゆえ、いずれの場合も、財産需要（前述の § 1 I 参照）は充たされることがないのである。

**死亡それ自体**、つまり損害をもたらす事件としての死亡も、

その発生の時点（「いかん」とは関係なく、保険の原因たりうるが（埋葬費用！）、これは、多くの場合、損害保険としてではなく、定額保険としても締結される（葬祭料）。

a 種類 **死亡保険と生存保険**とが、区別されねばならない。いずれの保険も、資金保険（一時金保険）(Kapitalversicherung) としても、（終身）年金保険 (Rentenversicherung) としても可能である。死亡保険の場合、死亡（すること自体）は確実であるから、保険金額は必ず一度に弁済期が到来するが（あらゆる損害保険との重要な差異である）、生存保険の場合、一定の時点（で）の生存は不確実であるから、保険者の給付も不確実である（損害保険との共通点である）。**廃失保険 (Invaliditätsversicherung)** は、保険者の給付が、純粹に生活能力の喪失ではなく、「これと」同時に、一定の年齢への到達にかかっているかぎりでは、生存保険の変種である。

現在もつとも多く利用されている「生命」保険は、いわゆる「生死」混合または短縮された生命保険である。すなわち、死亡保険と生存保険が結合したものである。この場合、保険金は「被保険者の」死亡時に支払われるが、しかし、おそらく「被保険者が」一定の年齢に達した際にも、その支払がなされる。この保険は、遺族の扶養および自己の養老を目的としている。〔一

個の契約における被保険者が数人ある場合において、) 保険者の給付がある〔被保険〕者の死亡にかかっているが、この者より他の〔被保険〕者が長生きした〔被保険者が生き残った〕ことを前提とする生残保険 (Überlebensversicherung) は、他の混合形態である。

b 全保険期間が統一をなしていることが、すべての生命保険に特徴的である。一時払保険料の支払(いわゆる生命保険の一時払 (Mise)) の場合、この点はただちに明瞭であるが、(保険料期間にしたがった) 継続保険料の支払(の場合) でも(前述の § 9 F 参照)、同様である。(後者の場合に)、第一回の年払保険料は保険者が負担する危険からみて高すぎる、それゆえ払いすぎた金額は、(これに対する) 利息および複利 (Zinseszins) とともに、後年の「積立金 (Rücklage)」となり、(このことによつて) 全保険期間中の保険料を同一の額に維持したり、それどころか〔保険料を〕次第に減少、さらには消滅させることが可能となる。これが、いわゆる「**保険料積立金** (Prämienreserve)」である。

〔保険料積立金は、〕計算上予想されるべき〔保険者の〕収入と一緒になつて、将来の保険〔金〕請求を満足させるために必要とされる資金となる。それゆえ、これがすべての生命保険の

主要な〔経済的な〕基礎を形成する。§§ 56-62 VAG (これらの規定に、(今後) なお若干の規定が加わる予定である。前述の § 1 III 参照) は、被保険者の利益のため、これについて非常に詳細に規定している。

最近に至るまで、外国で締結された保険〔契約〕についてもまた、——当該〔外〕国が異なった定めをしていないかぎり——、保険料積立金はドイツの(確実な) 資産でのみ投資されることが許されていたことによつて、強い通貨の国で活動しているドイツの生命保険会社について、一九一九年以来継続して生じている緊急状態が発生しており、この解消ないし減少に關係諸国が非常な努力をしている。

保険料積立金は、計画的な資金を形成する。死亡率の低下、およびその他の**予想しえない**事実によつてもまた、保険料の剰余が生ずることがありうる。これは、多くの場合、なるほど被保険者に対していわゆる「**配当** (Dividend)」として貸方に記帳される(すなわち、被保険者に) 払い戻されるか、または保険料に充たされる) ことが予定されているが、このほかに、緊急の場合における重要な準備金 (Rücklage) を構成している。

c 生命保険は、〔保険契約者のほかに〕他人の身体についてもまた、これを行うことができるが、この他人の死亡〔事故〕

について保険を行うには、その者の書面による同意が必要とされている (§§159, 161 VVG)。

d 告知義務(前述の §10 参照)：不実の年齢告知の場合において、「不実の告知によって保険料の決定が少額に過ぎたときは」、「[「真実の年齢に」] 応じた保険料」の「合意した保険料」に対する割合にしたがって、保険金額が減額されるに止まる (§162 VVG)。

「これに對して」その他の告知義務の違反は、——害意(Arglist)の場合を除いて——ある期間(法律では、一〇年。約款では、三年「の例」と三年以下「の例がある」)<sup>(1)</sup>の経過後には治療される。すなわち、いわゆる保険証券の取消禁止(Unanfehrbarkeit)が認められている (§163 VVG)。

e 危険の増加(前述の §12 A (a) 参照)は、明確に合意された場合にかぎり、保険契約者に不利益となるが「通知義務が生ずるが」、その場合でも、保険証券は、「保険契約者に」害意(Arglist)がある場合を除いて、「危険増加の時より」一〇(または三)<sup>(2)</sup>年の経過後には取消禁止となる (§164 VVG)。

f 生命保険関係は、保険契約者によって何時でも継続保険料期間の終りにおいて、これを解約告知することができる (§165 VVG)。しかし、保険料が少なくとも三年間継続して支

払われている場合、これ「解約告知」に代えて、「保険契約者は」保険金額を減少した保険料払済保険への転換を請求することができる (§§173, 174 VVG)。

保険料の支払がないことを理由として、保険者が契約を解約した場合(前述の §13 参照)、この「保険料払済保険への」転換が自動的になされる (§§173, 175 VVG)。なお、死亡に対する資金保険の場合——この場合、保険事故の発生は確定である——、保険契約者は、転換ではなく、保険料積立金に対する持分が——相当の割合「の金額」を控除して——保険者によって自己に返還されることを請求しうる(いわゆる保険証券の「買戻し」。同様のこと「保険料積立金の払戻」は、同様の条件が存在しているときに、保険の終了の場合にも妥当する (§§176, 177 VVG)。これらは、強行的性質の規定である (§178 VVG)。

g 自殺の場合——その行為が精神活動の病的障害の状態でなされた場合を除いて——、保険者は給付義務を免れるが、その場合でも、死亡した者の保険料積立金に対する持分は、これを支払われねばならない (§§169, 176 II VVG)。「しかし」、「保険契約者が、その者の身体について保険を付したところの第三者「被保険者」を殺害した場合には、保険者は免責され、し

料 かも保険料積立金の支払義務を負うことはない (§176 II VVG)。

資 h 保険事故の通知義務は、死亡保険の場合にかぎって認められている。通知は、この場合に「保険事故発生後」三日以内になされねばならぬ (§171 VVG)。

i 生命保険契約締結に際して、とりわけ死亡保険の場合に、非常にしばしば、ある者(複数の場合がある)が、いわゆる**保険金受取人**として指名される(妻、子供、遺族、特定の債権者等)。この契約は、「民法典にいう」「第三者のためにする契約」であるが (§§328, 330 BGB)、これ「**保険金受取人の指定**」がなされないとときでも、特別の合意がない場合、**保険契約者は**、後にそのような指定をなし、または被指定者の代わりに他の者を指定する権限を有するもの〔指定または変更をなす権限を**保険契約者が留保するもの**〕と推定される。いずれ〔指定または変更〕の場合でも、**保険者の共同**〔**保険者の承認**〕を必要としなく (§166 VVG)。死因処分〔遺言、**相続契約**〕<sup>3)</sup>においてさえも、このこと〔**保険金受取人の指定**または**変更**〕は可能であり (§§32 BGB)、「**相続人**」もまた**保険金受取人**としてこれを指定することができる (§167 VVG)。特別の合意がない場合、その指定は撤回が可能である (§328 II BGB)。

保険金受取人は、**保険契約者の死亡**とともに初めて (§§31 I

BGB)、しかもこの場合、直接に契約に基づき、これに基づく**権利を**保険者に対して取得する。給付に対する**権利が**保険金受取人によって取得されない場合<sup>4)</sup>、その**権利は**、**資金保険**〔一時金保険〕<sup>5)</sup>では、**保険契約者に**帰属する (§168 VVG)。保険金受取人が、故意に、その者の身体につき**保険がなされた**ところの者〔**被保険者**〕の死亡を招致したときは、**保険金受取人の指定**がなされなかったものと看做される (§170 II VVG)<sup>6)</sup>。

k 生命保険契約に基づく請求権は、ある者が**保険金受取人**として指定されており、しかも、その指定が撤回しえないとはされていない場合〔すなわち、**保険契約者が**保険金受取人の指定または変更をする**権利を留保している**場合〕に、**保険契約者の財産の構成部分を**形成している。それゆえ、〔この場合において〕彼は**任意の第三者に**〔**保険金請求権**〕譲渡または質入れることができるし、それ〔**保険金請求権**〕は**保険契約者の債権者によって**差し押えられたり、**破産管財人によって**破産財団に取り込まれうる。〔これらの場合において、**差押**〕**債権者**および**破産管財人は**、**解約権**および〔**保険証券の**〕**買戻請求権**〔前述の f 参照〕を**保険契約者に**代わって行使することができる〔争いがある〕<sup>7)</sup>。

1 死亡保険の場合において、**保険契約者が**保険金受取人を

指定しないで、死亡したときには、保険金請求権は「保険契約者の」遺産となり、相続債権者に対する責任財産となる。保険金受取人が給付に対する権利を取得しない場合も、同様である。そうではない場合〔「保険金受取人の指定がある場合」〕、「保険金」請求権は、特別の合意がないときは、保険契約者の死亡とともに、直接に保険金受取人に帰属する (§311 BGB)。(9) この場合に、債権者は、相続財産が債務超過の場合でさえも、ただかだか最後の「つまり、否認の一年前になされた」保険料支払について否認権を行使しうるにすぎず、場合によっては、保険金受取人の指定をもまた否認することができるとはならず。(10)

注

- (1) Allgemeine Versicherungsbedingungen der Kapitalversicherung auf den Todesfall (ALB) では、契約締結後三年経過すると、解除は認められないものとされている (§8 ALB)。ただし、保険会社がこの期間をさらに短縮している例が多いという指摘がある、Bruck-Dörsting, Das Recht des Lebensversicherungsvertrages 1933.2. Aufl., §8, Anm. 41 参照。
- (2) §164 VVG はこの期間を一〇年とっているが、約款では三年に短縮されている (§8 ALB 参照)。
- (3) ドイツ民法三三三一条は、「第三者のためにする契約」一

般について、要約者が諸約者の同意なしで第三者を変更する権限を有する場合、原則として死因処分によって変更をなしうることを認めている。ここでいう死因処分とは遺言 (§1937 BGB) または相続契約 (§274ff BGB) を意味する (Eneccerus-Lehmann, a. O.: S. 153 参照)。

したがって、遺言によって保険金受取人の指定・変更をなしうることについては、異論はない。しかし、指定・変更の法律的性質については、これを「単独行為」とする点では対立がないが、「受領を要する」(相手方がある) 行為か否かについては議論がある。Bruck-Möller-Winter, Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz V/2., 8. Aufl. (1988) Anm. H 155 参照。

- (4) 保険金受取人が保険金請求権を取得しない場合とは、① 保険金受取人が権利を放棄した場合 (§333 BGB)、② 保険契約者の意思によれば前提とされていた条件が保険事故発生時に存在しない場合、③ 保険金受取人が保険事故発生前に、または保険契約者と同時に死亡した場合であるとして解されている、Proiss-Martin, a. O.: §168 I 参照。
- (5) §168 VVG によれば、たとえば、保険金受取人が保険事故発生前に死亡した場合、当該保険は保険契約者の「自己のためにする保険」となる (保険契約者が新たに保険金受取人を指定できる)。したがって、その後保険事故が発生したときは、保険金請求権は保険契約者がこれを

取得するものと解される。Pröiss-Martin, a. O., §168.1 参照。

(6) この場合に、保険者は給付義務を免れないが、保険金請求権が保険金受取人またはその承継人に帰属することはない。Pröiss-Martin, a. O., §170.4 参照。

(7) 債権者＝質権者は、債務者の同意がないかぎり、保険契約上の権利を処分する権限がない。Bruck, a. O., S. 741; Bruck-Dörsting, a. O., §15, Anm. 32. したがって、ドイツ法上、質権者に同一の権利が認められている差押債権者についても (§804 ZPO)、保険契約上の権利を処分する権利は認められないものと解されている。Bruck-Dörsting, a. O., §15, Anm. 62; Bruck-Müller-Winter, a. O., H211 参照。

これに対して、破産管財人は、保険契約上の権利を処分する権限を有するから、保険契約の解約、保険料支払義務のない保険契約への転換、解約返戻金の返還請求、貸付、保険金受取人指定の撤回の権限を有するものと解されている。Bruck-Dörsting, a. O., §15, Anm. 73 参照。

(8) §168 VVG については、注 (5) 参照。

(9) ドイツ破産法は、破産手続開始の一年前に破産債務者のなした無償の処分（配偶者に対する無償処分の場合には、二年前になされた破産債務者の処分）を否認しうるものとする (§32 KO)。ドイツ破産外否認法 (Gesetz,

betreffend die Anfechtung von Rechtshandlungen eines Schuldners ausserhalb des Konkursverfahrens) は、債権者（債務名義を有し、かつその債権の弁済期が到来している債権者、§2 AnFG 参照）にも、同様の否認権を認めている (§3 II AnFG)。

しかし、破産前に保険契約者が特定の第三者を受取人とする生命保険契約を法律上有効に締結した場合、保険金請求権は保険金受取人の財産であるから、保険契約者について破産宣告がなされても、保険金受取人の指定は破産法上の否認権の対象とはならない。ただし、この場合でも、保険料の支払は、保険金受取人との関係で無償であるときは、§32KO の範囲内で、否認されることがあり得る。Menzel-Kuhn, Kommentar zur Konkursordnung 7, AnF1, §32 Anm. 17 参照。破産外否認法についても、同様に解されている。Böhle-Stamschräder, Anfechtungsgesetz 4, AnF1, §3, VI, 1) 参照。

(10) 保険契約者が自己のために生命保険契約を締結し、その後第三者を受取人に指定した場合には、保険金請求権は保険契約者の財産から逸出するのであるから、この指定が保険金受取人との関係において無償の処分に該当するときは、§32KO の適用がありうる。Menzel-Kuhn, a. O., §32, Anm. 18 参照。破産外否認法についても、同様に解されている。Böhle-Stamschräder, a. O., §3, VI, 2) 参照。

ただし、保険金受取人の指定が留保されている場合には、破産管財人は保険契約上の権利を処分(注(7)参照)することができるから、この場合には、破産法上の否認権を行使するまでもない。したがって、破産法上の否認権ないし破産外否認権の行使は、保険金受取人の指定を留保していない場合に、意義があることになる、  
Bruck-Dörfling, a.a.O., Anm. 74 参照。

( 完 )